

会計年度任用職員募集票

|                     |   |
|---------------------|---|
| 募集人数                | 1名程度  |
| 募集期間                | 令和6年9月3日（火曜日）から<br>令和6年9月13日（金曜日）まで   |
| 職種                  | 司書  |
| 業務内容                | 図書館司書業務（カウンター業務、レファレンス業務、館内整理等）   |
| 任用期間                | 令和6年10月1日から<br>令和7年3月31日まで<br>※勤務実績に応じて翌年度以降も公募によらず再度任用する場合があります。<br>（最大2回、当初任用含めて3会計年度まで）  |
| 就業場所                | 中央図書館   |
| 始業、終業の時間及び休憩時間      | ○火～金曜日：8時30分から18時45分のうち7時間45分<br>シフト勤務（別途休憩1時間）<br>○土・日曜日：9時00分から17時45分（うち休憩1時間）  |
| 1週間あたりの勤務日数         | 原則4日（シフト制、土・日勤務有り）  |
| 週休日・休日              | 週休日：月曜日及び火曜日から日曜日の中のうち2日（シフト制）<br>休日：周南市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づく<br>※祝日が土・日にあたる場合は、勤務日となる場合があります。  |
| 休暇                  | 周南市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づく  |
| 報酬<br>諸手当（手当相当額）    | 報酬：日額8,783円<br>諸手当：期末勤勉手当（賞与）、通勤手当（条件あり）、休日勤務手当<br>※周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づく  |
| 所定労働時間を<br>超える労働の有無 | 有り  |
| 社会保険・労働<br>保険等      | 社会保険：山口県市町村職員共済組合の健康保険（介護保険該当者は介護保険を含む）、厚生年金保険及び雇用保険に加入<br>労働保険：公務上の負傷又は疾病については「労働者災害補償保険法」を適用。<br>ただし、同法が適用されないときは「山口県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例」を適用 |
| 応募資格                | ○図書館司書若しくは司書補の資格を有する方（令和6年9月30日までに取得見込みを含む）、又は図書館での勤務経験が3年以上ある方（採用内定後に、資格等を証明することができる書類を提出）<br>○パソコンの基本的な操作ができる方                                  |

|          |   |
|----------|---|
| 応募方法     | <p>【提出物】応募用紙と作文</p> <p>○作文のテーマ「あなたが図書館で働く上で大切にしたいこと」(800字以内)</p> <p>【提出方法】</p> <p>○中央図書館に持参(図書館休館日を除く)</p> <p>○郵送の場合は、封筒に「採用試験申込」を赤字で記入し</p> <p>〒745-0071 周南市岐山通2丁目7番地</p> <p>周南市立中央図書館 管理担当宛へ簡易書留で郵送してください。(募集期間内必着)</p> |
| 選考の方法・内容 | 作文と個人面接(面接日は令和6年9月20日(金)を予定)  |
| その他特記事項  | <u>翌年度以降公募によらず再度の任用となった場合の勤務地は、中央図書館、新南陽図書館、熊毛図書館、鹿野図書館のいずれかとなります。</u>  |
| 問い合わせ先   | 中央図書館 0834-22-8682  |

※地方公務員法第16条に該当する以下の人は応募できません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する一般職の地方公務員であり、地方公務員の服務に関する規定が適用されます

※選考に関する申し込み書類等は返却しません

※任用から1か月(1か月の勤務日が15日に満たない場合は15日に達するまで)は条件付採用期間となります。条件付採用期間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

※兼業の制限は原則としてありませんが、職務専念義務に支障をきたすような長時間労働を避ける等必要な対応を取るため兼業の状況について確認を行います。

※採用に関しては、各年度の予算成立が要件となりますので、あらかじめご了承ください。報酬額についても変動する場合があります。